

入札参加有資格業者に係る市内業者の認定基準

1 市内業者の定義

「市内業者」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 常時契約を締結する事務所として出水市内に本社又は本店（以下「本店等」という。）を有し、かつ、営業の実態が確認できる者
- (2) 常時契約を締結する事務所として出水市内に支社、支店、事業本部又は営業所（以下「支店等」という。）を有し、かつ、営業の実態が確認できる者
- (3) 本市区域内に過去に本社又は本店を置き、現在において鹿児島県内に主たる許可営業所を置き、かつ、本市に許可営業所を置く者で、営業の実態が確認できるもの
- (4) 上記に規定する「常時契約を締結する事務所」とは、請負契約等の見積り、入札、契約締結及び履行等、契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

2 認定要件

市内業者として認定するに当たり必要な要件は次のとおりとする。

(1) 本店等の要件

ア 法人にあつては、出水市内に本店等の法人登記がなされ、本市において法人に係る市税の納税義務を有していること。

イ 個人にあつては、事業主が出水市内に住民登録を有し、本市に納付すべき市税の納税義務者であること。

(2) 支店等の要件

ア 建設工事にあつては、建設業法の許可を有する支店等であること。

イ 出水市において法人に係る市税の納税義務を有していること。

(3) 共通の要件

ア 事務所としての形態を整えていること。

事務所を有し、事務用汁器（机、椅子等）や事務用機器（電話、ファクシミリ、複写機、パソコン等）が備え付けられているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲げられていること。

イ 営業活動を行い得る人的配置（法令に基づく技術者の配置等）がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること。

社員の自宅・住居又は配置人員が市外の本店等と兼務となっているなど、不在の状態が頻繁となっているような場合は、本店等や支店等とは認めない。

ウ 常時連絡がとれる体制となっていること。

常時、不在転送電話になっていたり、単なる連絡員の配置による取次ぎをしている場合は、本店等や支店等とは認めない。